

シンボルキャラクター活用による魅力発信事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、シンボルキャラクター活用による魅力発信事業業務について企画提案を募り、企画提案競技（以下、「企画コンペ」という）に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定することに関して必要な事項を定める。

2 企画コンペ及び契約の手順

企画コンペ参加資格を有する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めたものと随意契約を締結する。

3 業務委託の内容

(1) 業務の名称

シンボルキャラクター活用による魅力発信事業業務

(2) 業務の内容

「シンボルキャラクター活用による魅力発信事業業務委託仕様書」による

(3) 委託期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

4 企画コンペ参加資格

企画コンペに参加できるものは、次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)～(7)いずれにも該当する者とする。

(1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された者、又は過去2年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務の実績を有する者。

(2) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(4) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

(6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力

団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。

(8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

(9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

5 委託経費

20,578,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）とする。委託経費の支払い方法については、年3回（10月、1月、翌年度4月を予定）均等に分けて、概算払いとする。

※委託経費の中に履行に要するすべての経費を含む。

6 事前説明会

平成30年5月14日（月）15時00分から県庁7号館4階742会議室

※必ずしも出席の必要はありません。

7 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書（様式第1号）」を提出すること。

(1) 提出場所 本要領14の場所

(2) 提出期限 平成30年5月21日（月）午後5時

(3) 提出方法 持参、送付、電子メールまたはFAXとする。送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、平成30年5月21日（月）午後5時必着とする。

(4) 提出書類

① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）

② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第2号）

③ （代理人を選定した場合）委任状（様式第3号）

8 質問及び回答

(1) 提出方法 持参、郵便、電子メールまたはFAXとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第4号を用いること。

(2) 提出場所 本要領14の場所

(3) 提出期限 平成30年5月17日（木）午後5時まで

(4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

9 企画書等提出

(1) 提出書類

1 提案者1案（A4版）とし、下記①から⑧を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ① 企画提案競技申請書（様式第5号）1部
- ② 企画書（様式第6号）2部
- ③ 見積書及び見積明細書
 - ア 各委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
 - イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ④ 会社概要（既存のもの）1部
（共同企業体の場合は、各社ごとに提出すること）
- ⑤ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績。共同企業体の場合は、各社ごとに提出すること）
- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ⑦ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第7号）
- ⑧ 過去3期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類。）

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領14の場所
- ② 提出期限 平成30年5月24日（木）正午まで
- ③ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、平成30年5月24日（木）正午必着とする。）

10 選定方法

企画コンペ参加企業からのヒアリングを行った上で、提出を受けた企画書をもとに書面審査を行い、提出された企画案等について総合的に審査の上、最優秀案を1件決定する。

ヒアリングの詳細は、別途通知する。

11 企画提案で重視する視点

- (1) スタッフ体制などを含め、安全かつ安定して事業を実施できる体制が組まれているか。（仕様書上要求されている派遣回数への対応や、連絡調整事務を実施できる体制となっているか）
- (2) 着ぐるみの活用についてダンスを含めたパフォーマンスの維持・向上が期待され、効果的なPRが期待されているか。
- (3) キャラクターの広報活動について、キャラクターを通して、キャラクターや「日本のひなた宮崎県」の魅力をPRできる内容となっているか。

12 その他

- ① 提出された資料は返還しない。
- ② 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

- ③ 選考結果については、全参加業者に書面（E-メール）にて連絡する。
- ④ 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。
なお、契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- ⑤ 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上、変更することがある。
- ⑥ 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- ⑦ 委託費の支払いについては、概算払いとし、年3回に分けて支払う。

1 3 日程

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 実施公告 | 平成30年5月 7日 (月) |
| (2) 事前説明会 | 平成30年5月14日 (月) |
| (3) 参加申込期限 | 平成30年5月21日 (月) |
| (4) 質問書受付期限 | 平成30年5月17日 (木) |
| (5) 企画書提出期限 | 平成30年5月24日 (木) 正午まで |
| (6) ヒアリング | 平成30年5月24日 (木) ~ 25日 (金) |
| (7) 業者決定 | 平成30年5月31日 (木) |

1 4 書類提出先

〒880-8501

宮崎市橋通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局

オールみやざき営業課（ひなたプロモーション担当 村橋）

電 話 0985-26-7591

ファクシミリ 0985-26-7327

電子メール allmiyazaki@pref.miyazaki.lg.jp